

「国土計画制度の改革」の検討状況について

～国土審議会調査改革部会制度検討委員会の検討状況の報告～

「国土計画制度の改革」に向けて国土審議会調査改革部会に設置された制度検討委員会での検討状況は以下のとおりである。

1. 検討経過

委員会は、平成 15 年 7 月 1 日に第 1 回委員会を開催して以降、7 月 25 日、8 月 12 日、8 月 22 日と 4 回にわたり開催され、部会で示された検討項目について、それぞれの論点を整理してきた。

なお、これらの議論と並行して平成 15 年 7 月 31 日から 8 月 11 日にかけて、全国 8 会場において事務局が地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の企画部局及び土地関係部局と国土計画制度の見直しに関する意見交換を行った。その概要については第 3 回委員会に報告された。

2. 委員会での主要な論点と意見

これまで 4 回にわたり開催された国土計画制度検討委員会での主要な論点についての意見は以下のとおりである。

(1) 国土計画体系の在り方について

< 主要な意見 >

- ・ 国土計画の改革の重要なポイントは、全総計画と国土利用計画の体系を統合することで土地利用の観点も含めた利用、開発、保全の計画となること、広域ブロック計画の原案の作成段階において地域の主体が参加・協議する仕組みが導入されること、パブリック・インボルブメント型の計画づくりが取り入れられること、計画の策定、推進、評価の進行管理を行うことで計画の実効性を高めること、であると考えられる。
- ・ 新たな国土計画体系は、全国計画、広域ブロック計画、都道府県計画及び市町村

計画からなる体系が考えられる。複雑な計画体系を概観性をもって一元化し、計画間調整の仕組みを検討することは意義深い。

- ・ 雇用や産業、港湾や空港の配置等都道府県では狭すぎる課題が多いことから広域ブロック計画が必要であり、国の具体的な施策は全国計画ではなく、なるべく広域ブロック計画で記述すべき。
- ・ 一方で、地方公共団体が定める都道府県計画及び市町村計画については、「地方自治法に基づく基本構想」や土地利用等に関する計画、任意に策定される総合計画等との関係を考慮する必要があることから、国が策定する全国計画及び広域ブロック計画と地方公共団体が策定する都道府県計画及び市町村計画では性格が異なるのではないかとする意見もあった。

(2) 全国計画の在り方について

< 主要な意見 >

- ・ 計画の構造としては、基本構想、目標、施策の3項目が想定されるが、施策等については、広域ブロック計画との役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 計画事項については、今日的な国土計画の考え方に合わせて見直し、充実を図る必要がある。
- ・ パブリック・インボルブメントなど、国民の意見を反映する仕組みを制度化すべきである。
- ・ 都道府県の意見に対しては国に回答義務を課し、さらに意見聴取の対象を市町村まで拡大することも検討すべき。
- ・ 計画の達成度の評価、妥当性の評価など計画の進行管理に関しては、計画の円滑かつ適切な進行管理を図る観点から必要な仕組み等について検討を進めるとともに、国土計画の点検作業を定例化することが必要である。
- ・ 国土の現況等を国会に報告し、公表する年次報告の制度化を検討すべき。

(3) 広域ブロック計画の在り方について

< 主要な意見 >

- ・ 計画の構造としては、基本構想、目標、施策の3項目が想定されるが、全国計画の計画事項の見直しを踏まえ、その整合性、機能分担、ブロックの特殊性等を考慮し、検討する必要がある。
- ・ 策定に当たっては、全国計画で示されたフレームを前提とすることにより、全国計画との整合を図るべきである。

- ・ 施策等については、都府県の区域を超えた広域圏の一体的な整備を図る観点から必要な事項を中心としていくべきである。
- ・ 関係都府県の協議により計画の原案を作成することができる仕組みは、地方分権や地域間の個性的発展の競争を促す等の観点からも意義がある。
- ・ 原案の作成に当たっては、地元での意思形成が図られるような具体の手續の在り方について検討を進めるべき。
- ・ 原案作成の際の協議の円滑化やプロセスの透明性確保の在り方については、協議会等を制度上位置付けることも考えられる。
- ・ 原案作成に当たっては、国と地方公共団体の間で意見調整を図ることも重要であり、国の地方支分部局との実質的な連携方法についても検討する必要がある。
- ・ 関係都府県の協議により作成された原案に、国が必要な追加、修正等を行い最終的に決定する仕組みとするが、国の決定内容が原案と異なる場合には、国が関係都府県からの意見を聴取し、意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答することとする必要がある。また、関係都府県から原案が提出されない場合であっても、国が決定する際には、関係都府県からの意見聴取を行うなど必要な手續を経るようすべき。
- ・ 計画圏域については、現行制度のうち、完全包含重複を解消する観点から北陸3県（富山県、石川県及び福井県）については、北陸地方として中部圏とは異なる計画圏域とすることが考えられるが、地方の選択肢が狭まらないよう配慮して、結論を得ることとすべきとの意見もある。
- ・ 国土計画の実施に資するもので、複数の広域ブロックに跨る課題などで国が一定の役割を果たす特定広域計画については、支援制度の在り方を含め引き続き検討すべき。

(4) 都道府県が策定する計画の在り方について

< 主要な意見 >

- ・ 都道府県計画は現行国土利用計画法に定められる土地利用基本計画と合わせた計画とし、計画の構造としては、基本構想、目標、施策に加え、現行土地利用基本計画の機能が加わることが想定される。
- ・ 策定を義務付けることについては、賛成、反対の両論ある。
- ・ 策定を義務付けることとしても、最小限必要な計画事項を除いて、計画事項が柔軟に定められるような仕組みがよい。
- ・ 計画策定に対する国の事前の関与は、現行土地利用基本計画の機能のみとし、そ

の他の内容については原則的に関与しないなど、地方の立場を尊重すべき。

(5) 市町村が策定する計画の在り方について

< 主要な意見 >

- ・ 全国計画、広域ブロック計画及び都道府県計画を基本とし、かつ、「地方自治法に基づく基本構想」に即し、国土の総合的な利用、開発、保全に関する基本構想を定めるとともに、土地利用の調整に資する計画として位置付ける必要がある。
- ・ 計画策定は任意でよい。
- ・ 計画の構造としては、基本構想、目標、施策が考えられるが、各々の市町村の実状に応じて、できる限り柔軟に計画が定められるような仕組みとする方が良い。
- ・ 市町村の実状に応じた土地利用の調整に資する計画としての位置付けを強化してはどうか。
- ・ 市町村計画が、自主条例を制定した場合の規制と個別法に基づく規制などが連携していくための指針となることを期待する。
- ・ 公聴会の開催等地域の実状に応じた住民参加の手法を取り入れるべきである。
- ・ 都道府県、市町村の間の相互の計画意図の調整を具体的に図っていく仕組みとすることも重要である。
- ・ 市町村が計画を定める際にインセンティブとなるような新たな仕組みを整備することを検討できないか。
- ・ 市町村が計画を策定することにより、都道府県との間で意見の交換をすることができるような仕組みとすることはできないか。

国土審議会調査改革部会制度検討委員会

: 委員長

: 委員長代理

岩 崎 美紀子	筑波大学社会科学系教授
大 西 隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
大 橋 洋 一	九州大学大学院法学研究院教授
大 村 謙二郎	筑波大学社会工学系教授
小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小 林 重 敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
森 地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
亘 理 格	北海道大学大学院法学研究科教授

(敬称略、五十音順)